

改正

平成24年 7 月 9 日

令和 3 年10月 1 日要綱第82号

岩国市飲用水応急対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の未給水区域において、飲用水から水質基準を超過する指定物質が検出された場合に、安心して飲用することができる水を確保するため、浄水器を設置する飲用水応急対策事業（以下「事業」という。）を実施する者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域 水道事業、簡易水道事業、市が管理する飲用水供給施設等の給水区域外の区域をいう。
- (2) 指定物質 次に掲げる物質をいう。ただし、人為的汚染が原因である場合を除く。
 - ア ヒ素及びその化合物
 - イ フッ素及びその化合物
 - ウ カドミウム及びその化合物
 - エ 水銀及びその化合物
 - オ セレン及びその化合物
 - カ 鉛及びその化合物
 - キ ホウ素及びその化合物
 - ク その他市長が認めるもの
- (3) 飲用水 日常生活において人の飲用に供される地下水等をいう。
- (4) 浄水器 水質基準を超える指定物質が検出された飲用水を水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表下欄に掲げる基準（以下「水質基準」という。）に適合する水質に浄化することが可能な家庭用浄水器をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象は、本市の未給水区域に居住用の住宅を有し、現に当該住宅に居住している個人であって、次に掲げる要件を備えている者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき記録されている者
- (2) 飲用水中の指定物質が水質基準を超過していること。
- (3) 前条第 4 号に規定する浄水器を購入し、設置すること。
- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 過去10年以内にこの要綱による補助を受けていないこと。

(浄水器の補助基数)

第 4 条 補助の対象となる浄水器の基数は、1 世帯当たり 1 基限りとする。ただし、2 世

帯以上の世帯が同一の住居に居住する場合は、1住居当たり1基とする。

（補助対象経費）

第5条 補助の対象となる経費は、浄水器の購入及び設置に要する経費とする。

（補助交付額）

第6条 補助金の交付額は、前条に規定する浄水器の購入及び設置に要する経費の2分の1に相当する額又は10万円のいずれか低い額とする。ただし、当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者が補助金の交付申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- （1） 飲用水応急対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）
- （2） 当該飲用水から水質基準を超える指定物質が検出されたことを証する書類の写し
- （3） 浄水器の浄水性能を証明できる書類
- （4） 浄水器の購入及び設置に係る見積書
- （5） 住民票の写し
- （6） 位置図
- （7） 市税完納証明書
- （8） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定）

第8条 市長は、交付申請があったときは、前条に規定する申請書等の審査を行い、適当と認める場合は、飲用水応急対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知する。

2 市長は、前項の審査の結果、適当でないと認めた場合は、補助金の不交付を決定し、飲用水応急対策事業費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知する。

（変更承認申請）

第9条 前条の補助金の交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金の交付の内容を変更する場合又は事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合に市長に提出する書類は、飲用水応急対策事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）とする。

（実績報告）

第10条 補助対象者が事業が完了したときに市長に提出する書類は、次のとおりとする。

- （1） 飲用水応急対策事業実績報告書（様式第5号）
- （2） 浄水器の購入及び設置に係る領収書の写し
- （3） 浄水器設置工事が適正に行われたことが明らかとなる着工前及び工事中の各工程並びに完成後の写真
- （4） 浄水器設置後の飲用水に含まれる指定物質（第7条第2号の指定物質と同じ。）が水質基準に適合することを証する書類の写し
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、事業完了後1か月以内又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までとする。

(交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、飲用水応急対策事業費補助金確定通知書（様式第6号）により速やかに補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、飲用水応急対策事業費補助金請求書（様式第7号）による補助対象者の請求に基づき交付するものとする。

(決定の取消し)

第13条 市長は、補助対象者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付決定の内容、これに付した条件、この要綱若しくはこの要綱に基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超えた額の返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成24年7月9日）

この要綱は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（令和3年10月1日要綱第82号）

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。